

サーキュラー No.3-024「自家用航空機の整備について」新旧対照表（1／1）

改正案	現行	備考
整理番号 No.3-024	整理番号 No.3-024	
平成16年10月13日 制定（国空機第 496 号） 平成30年 3月30日 一部改正（国空機第2273号） <u>平成xx年x月xx日 一部改正（国空機第xxx号）</u>	平成16年10月13日 制定（国空機第 496 号） 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正（国空機第 2273 号）	
サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：自家用航空機の整備について	サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：自家用航空機の整備について	
1. 目的（略）	1. 目的（略）	
2. 整備の基準 2-1 （略）	2. 整備の基準 2-1 （略）	
2-2. 日常点検及び定時点検 2-2-1. 日常点検については、飛行規程及び製造者の定めるメンテナン ス・マニュアル等に従って項目を定めて、飛行前及び飛行後に点検すること。 <u>（注：航空局、製造国並びに機体及び装備品の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に、飛行前及び飛行後の点検に係る整備要目が含まれていない場合にあつては、当該点検を実施しなくてもよい。）</u> 2-2-2. 定時点検については、製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って点検すること。	2-2. 日常点検及び定時点検 2-2-1. 日常点検については、飛行規程及び製造者の定めるメンテナン ス・マニュアル等に従って項目を定めて、飛行前及び飛行後に点検すること。 （新設） 2-2-2. 定時点検については、製造者の定めるメンテナンス・マ ニュアル等に従って点検すること。	自家用航空機の飛行前点検の可否に係る注 意事項を明記
2-3.～2-5.（略）	2-3.～2-5.（略）	
3.～20. （略）	3.～20. （略）	
附則 （略） <u>附則（平成 xx 年 xx 月 xx 日）</u> <u>1. 本サーキュラーは、平成 xx 年 xx 月 xx 日から適用する。</u>	附則 （略）	